

## 事前相談関係課一覧表

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護)

|   | 関係課           |                     | 主な協議内容  | 備考 |
|---|---------------|---------------------|---|----|
| ① | 観光にぎわい部       | 農業振興課               | 浄化槽の放流先に関する水利関係者への説明・協議指導<br>用排水施設の設置・改修及びため池機能の保全に関する水利権利者への説明・協議指導<br>農空間保全地域制度の説明、地域森林計画に関する協議指導 |    |
| ② |               | 文化財課                | 文化財保護法の規定に基づく届出及び文化財調査に関する協議指導・検査   |    |
| ③ | 健康福祉部         | 保健衛生課               | 受水槽設置に関すること<br>浄化槽に関すること<br>墓地に関する協議指導  |    |
| ④ |               | 福祉指導監査課             | 高齢者福祉関連施設・サービス事業所の基準に係る協議・指定・届出等  |    |
| ⑤ | 環境部           | 減量業務室               | ごみ置場設置の協議指導・寄付收受・管理   |    |
| ⑥ |               | 環境指導課               | 公害関係法令の協議指導   |    |
| ⑦ | 都市整備部         | 都市計画課               | 都市計画施設、用途地域、地区計画、生産緑地地区等の協議<br>枚方市立地適正化計画に基づく事前届出   |    |
| ⑧ |               | 住宅まちづくり課            | 枚方市景観計画等の協議<br>建築協定に関する協議<br>サービス付き高齢者向け住宅の協議   |    |
| ⑨ |               | 施設整備室               | 開発地域における小中学校への周知<br>通学路の安全確保の指導等  |    |
| ⑩ | 都市整備部         | 開発調整課               | 建築物の高さ、宅地割及び共同住宅の協議指導<br>※枚方市開発事業等の手続等に関する条例第7条に規定する事前協議の窓口指導                                       |    |
| ⑪ | 開発指導室         | 審査指導課               | 開発許可、宅造許可及び道路位置指定の基準適合審査等<br>用途地域の制限等について   |    |
| ⑫ | 土木部           | 道路河川管理課             | 道路計画及び街路灯設置の協議指導・検査・帰属・寄付收受<br>市道境界線明示・管理・占用許可  |    |
| ⑬ |               | みち・みどり室<br>(整備管理担当) | 公園や緑地計画の協議指導・検査<br>大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化を促進する制度による協議指導                                       |    |
| ⑭ |               | 交通対策課               | 自動車駐車場及び自転車置場設置の協議指導<br>交通安全施設設置の協議指導<br>工事車両の通行経路、誘導員の配置等の協議指導                                     |    |
| ⑮ | 上下水道部<br>上水道室 | 上水道管理課              | 給水計画の協議指導・検査・寄付收受   |    |
| ⑯ | 上下水道部<br>下水道室 | 下水道管理課              | 公共下水道への接続の協議指導<br>特定都市河川浸水被害対策法の協議<br>排水計画の協議指導・帰属・検査・寄付收受<br>排水施設の検査・管理・占用許可                       |    |
| ⑰ | 上下水道局         | 経営戦略室<br>(計画担当)     | 下水道都市計画施設の協議  | ※  |
| ⑱ | 農業委員会事務局      |                     | 農地転用の指導、残存農地の保全指導   |    |

※ 経営戦略室（計画担当）は、下水道管理課を窓口として協議してください。

※※ 協議先で上記以外の関係課との協議の指示があった場合は、必ずそれに従うこと。

※相談の際は別紙事前相談記録の様式を関係課に提示すること。

(電話での問い合わせではなく、各窓口での面談による事前相談を原則としますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、面談以外での事前相談も可能な場合があります。詳しくは、各関係課へ確認の上、事前相談を行ってください。)